

7 ひとり親家庭の子育て

児童扶養手当

【対象者】 父または母のいない児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童。なお、障がいの状態にある場合には20歳未満）を監護しているひとり親家庭の母または父などに支給される手当です。

ただし、所得制限により支給されない場合があります。

【支給額】 月額（申請した月の翌月分から支給）
（平成29年4月分～）

	第1子	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	42,290円	9,990円/人	5,990円/人
一部支給	42,280円 ～9,980円	9,980円 ～5,000円/人	5,980円 ～3,000円/人

【支給月】 4・8・12月（前月までの4か月分を支給）

【現況届】 毎年8月に提出
8月分以降の児童扶養手当を受けるには現況届の提出が必要です。

問い合わせ こども課 ☎72-6115

ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭の人が医療機関で治療を受けた場合、健康保険適用の医療費を助成します。ただし、所得制限などがあります。

【内容】 ☆県内の医療機関：自己負担が1割となります。
☆県外の医療機関：申請により1割を超える額が払い戻されます。
世帯の所得状況により、1か月の一部負担金限度額が設けられ、限度額を超えると申請により払い戻されます。

問い合わせ こども課 ☎72-6115

遺児激励金

保護者と死別した義務教育修了前の児童の養育者に、激励金を支給します。

- 【支給額】 入学激励金（小・中学校入学時） 10,000円
卒業激励金（中学校卒業時） 10,000円
保護者死亡見舞金（小・中学校在学時） 10,000円
- 【支給要件】 次のいずれかに該当する世帯が対象です。
- ①生活保護法による保護世帯
 - ②準要保護の認定を受けた世帯

問い合わせ 学校教育課 ☎72-6146

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

就学支度資金・修学資金・生活資金・住宅資金などの各種貸付を行っています。

問い合わせ こども課 ☎72-6115

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父が就労を目的とした教育訓練講座を受講した場合に、受講に係る費用の一部を負担します。

- 【対象者】 新見市にお住まいの20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人
- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。
 - ② 受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
 - ③ 教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。
 - ④ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていないこと。
- 【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
講座は、厚生労働ホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」から検索できます。
- 【支給額】 受講料等の60%に相当する額を受講修了後に支給します。
(上限20万円、1万2千円以下の場合は支給しない)

問い合わせ こども課 ☎72-6115

高等職業訓練促進等給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父の経済的自立に効果の高い資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【対象者】 新見市にお住まいの20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。
- ④ 過去に高等職業訓練給付金、高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けていないこと。

【対象資格】 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

【支給期間】 修業期間の全期間（上限3年）
※支給申請のあった月から支給します。

【支給金額】 高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯	月額	100,000円
市民税課税世帯	月額	70,500円

高等職業訓練修了支援給付金

市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円

問い合わせ

こども課

☎72-6115